

第44回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議【結果】

令和3年6月11日(金)
午後4時00分から
特別会議室

<検討事項>

- 1 64歳以下のワクチン接種について
- 2 3回目の緊急事態宣言が解除された場合に公共施設の対応について

<留意事項>

この数日間のうち、接種の予約方法、接種場所等が大幅に変更になるため、以下の事項に留意する。

- ・ 情報の管理、統制を確実に行う。（正しい情報を把握し、伝える）
- ・ 情報を出すタイミングを揃える。（横の連携を密にする。）

検討事項1 64歳以下のワクチン接種について

1 現在の接種状況

(1) 65歳以上の予約状況

- 1回目予約 29,588人 約74%
2回目予約 19,957人 約50%

(2) 65歳以上の接種状況

- 1回目接種終了 19,400人 約49%
2回目接種終了 4,533人 約11%

→7月10日までに1回目接種完了、7月31日までに2回目接種完了予定

2 64歳以下の接種

(1) 接種券発送

6月30日一斉発送 → 7月1日以降 順次各家庭に到着予定

(2) 接種区分

- | | | |
|----------------------------|------------|-----------|
| ①60～64歳（対象者約8,000人） | ：7/5 予約開始 | 7/7 接種開始 |
| ②16～59歳で基礎疾患有（対象者約10,000人） | ：7/9 予約開始 | 7/10 接種開始 |
| ③16歳以上（対象者約69,000人） | ：7/13 予約開始 | 7/14 接種開始 |

(3) 予約方法

- ・ 基礎疾患の確認は、自己申告とし、予約時にチェックボックス等で確認する。
- ・ その他、詳細は、接種券同封の資料、公式HP、たま広報等で周知

3 個別接種の状況

(1) 現状

3か所

(2) 増設予定

6月23日の予約枠開放から、40を超えるクリニックが増設予定であるが、予約方法等、詳細は調整中

4 職域接種の状況

現在、市内2事業者で実施予定

5 余剰ワクチンの取扱状況

6/2以降、保育士、幼稚園教諭、学童クラブ指導員等に接種

6 8月以降の集団接種会場

集団接種会場を一部変更予定（現在、調整中）

7 その他

◆ 職員副反応調査

2回目接種後副反応あり → 男性：147/171（人） 女性：134/137（人）

※ 詳細は、後日周知

検討事項2 3回目の緊急事態宣言が解除された場合に公共施設の対応について

現在の緊急事態宣言が6月20日に解除される見通しであることから、それ以降の、市の公共施設の取扱いについて確認する。

1 基本的な考え方

- 国・東京都からの要請に応じながら、公共施設は開館していく。
- 引き続き、感染拡大防止に備えた対策は行う。
- 一定程度の市民活動は担保する。

2 大きな変更点

項目	変更前	変更後
時間短縮	午後8時まで	午後9時まで (2回目の緊急事態宣言が解除された時の東京都からの要請内容を参考として時間設定している。)
学校開放(屋内)	開放中止	開放再開
児童館	午後6時まで	通常開館
市主催事業	中止・延期	再開

3 具体的な取り組み

施設	今後の対応
コミュニティセンター ・総合福祉センター・ 福祉館等	開館時間短縮 ■ 日常生活や健康の維持の為の行動については、外出自粛の対象外であることから、市民の活動の場及び高齢者のフレイル予防（健康2次被害）の観点から、開館時間を短縮しつつ、開館を継続する。
学校跡地（体育館）	時間短縮 ■ 活動目的が類似する屋内体育施設は、時間短縮等の措置をとることから、その趣旨を踏まえ、6/1以降、開館時間を午後8時までとし運営する
学校跡地（教室・陶芸 窯）	時間短縮 ■ 市民活動の場の確保という観点から、開館時間を短縮しつつ、開館を継続する。
学校跡地（グラウン ド・テニスコート）	通常運営 ■ 屋外体育施設については、健康維持の活動の場として、利用の時間を短縮し開設を継続する。本施設の利用時間が時短の範囲内であるので、通常運営とした。
公民館	開館時間短縮 ■ 市民の活動の場及び高齢者のフレイル予防（健康2次被害）の観点から、ワクチン接種会場及びそれに関連する施設を除き、開館時間を短縮しつつ、開館する。
消費生活センター・女 性センター	通常どおりの運営 ■ 市民の活動の場の観点から、ワクチン接種会場及びそれに関連する施設を除き、開館時間を短縮しつつ、開館する。
図書館	閲覧室（学習室） ■ 東京都からの要請内容に基づき別途判断とする。
屋内体育施設（個人開 放含む。） （総合体育館・武道 館・温水プール）	時間短縮 ■ 都からの要請に基づき1,000㎡以上の屋内体育施設の時間短縮等の要請に対応し、左記3施設の取扱いは、開館時間を午後8時までとする。
屋外体育施設（個人開 放含む）・駐車場	時間短縮 ■ 屋外体育施設については、健康維持の活動の場として、利用時間を短縮しつつ開設するとともに、屋外体育施設に付帯している駐車場についても、路上への駐車抑制の観点から開設を継続する。
学童クラブ・市立保育 園	通常どおりの運営 ■ 厚生労働省の要請もあり、通常開設とする。
児童館	通常どおりの運営 ■ 子ども居場所確保の観点から、密にならないよう利用定員の抑制などしつつ、通常運営とする。
学校開放（屋内）	時間短縮 ■ 学校における感染症対策の一層の徹底に伴い、児童・生徒の学びを最大限優先し、感染拡大を防止するため、屋内の学校開放を時間短縮しながら再開する。

施設	今後の対応
学校開放（屋外）	時間短縮 ■ 学校における感染症対策の一層の徹底に伴い、児童・生徒の学びを最大限優先し、感染拡大を防止するため、屋外の学校開放は時間短縮を行う。
聖蹟記念館・富澤家・加藤家・有山家	通常開館 ■ 市民活動の場の確保という観点から、業務を再開する。
公園（駐車場含む）	通常開園 ■ 健康維持の為の行動については、外出自粛の対象外であることから、散歩や軽体操等の場を確保し、高齢者のフレイル予防（健康2次被害）の観点から開設する。
交通公園	ゴーカート・自転車貸出は別途調整 ■ 東京都からの要請内容に基づき別途判断とする。
諸室や屋外施設のうち飲食を伴う利用	中止・延期（6/1～6/20）【継続】 ■ 飲食時の感染予防の観点から、調理室やキャンプ練習場等について、利用を中止する。
市主催事業	再開 ■ リモートやWEB開催を活用しながら、感染拡大防止措置の徹底を図りつつ、事業の実施を行う。
健康増進を目的とした市主催事業	徹底した感染予防を行い実施（5/12～5/31）【継続】 ■ 健康維持の為の行動については、外出自粛の対象外であることから、高齢者のフレイル予防（健康2次被害）の観点から軽体操等の事業は継続実施とする

4 その他

- 東京都からの要請により、取り組みの見直し等が必要となった場合は、公共施設課長会において検討を行う。
- 実施開始時期は、各施設の準備が整ってからとする。

各部からの情報提供

なし